

寒川町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、寒川町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 寒川町の地域公共交通施策に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金に関する事項
- (3) その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募の町民
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 関東運輸局長又はその指名する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 道路管理者
- (6) 神奈川県警察
- (7) 学識経験者
- (8) 町職員
- (9) その他交通会議の運営上必要と認められる者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、公募による委員の再任については、寒川町審議会等の委員の公募に関する規則（平成19年寒川町規則第1号）第4条第3号の規定によるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、書面により委員の可否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。この場合において、議決の要件は、前2項の規定を準用する。

5 会議は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

この要綱は、平成26年7月22日から施行する。